

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、その翌日)

目 次

- ◆告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
- 過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了
- 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第四百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
整形外科	山本吉蔵	米子市西町三六番地の一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	庄司真喜	鳥取市湖山町一三〇七の四
小児科	松島 綏郎	鳥取市末広温泉町二五二番地 鳥取勤労者医療生活協同組合
内 科	木村正美	〃
〃	片山正見	岩美郡岩美町大字浦富六五二番地 岩美町国民健康保険岩美病院
外科、整形外科及び泌尿器科	梅田康之	米子市西町六番地 医療法人育生会高島病院
内科及び小児科	辰見 剛	東伯郡北条町大字弓原四〇六番地 北条町診療所

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内 科	大蔵英世	鳥取市末広温泉町二五二番地 鳥取勤労者医療生活協同組合

鳥取県告示第四百七十一号

過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令(昭和四十五年政令第四百四号)第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
江府町道柿原線	日野郡江府町柿原字上屋敷七七三番一から同町柿原宮ノ向い六九七番まで 日野郡江府町柿原字上屋敷七七五番五から同町柿原字上屋敷七七五番一まで 日野郡江府町柿原字東谷カゲ平六五三番一から同町柿原字東谷カゲ平六五三番一の先まで	改築	昭和五十一年六月十二日
日野町道渡線	日野郡日野町別所字大フケ二二八番地から同町別所字大フケ二二〇番一まで 日野郡日野町別所字出口道下タニ七一番地から同町別所字才ノ峠八五〇番一まで	改築	昭和五十一年六月十二日

鳥取県告示第四百七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用す第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十一年四月六日 鳥取県指令受都計第五十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡岩美町大字大谷字一本松及び字東町田濱
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡岩美町大字陸上一、〇四七
山陰松島遊覧株式会社
代表取締役 川口千代蔵

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】